令和　８年（ヌ）第　　１２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２０日
津地方裁判所民事部
裁判所書記官　澤　　有美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 津地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１２日　午前　９時５０分 津地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　９年　１月　８日　午後　１時００分から 令和　９年　１月　８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２０日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 070, 000 856, 000	一括	214, 000	16, 168	0
1	670, 000				
2	400, 000				
備考					

令和　8年（ヌ）第　　12号

物　件　目　録

1　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚

　　地　　番　　１２９０番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１３．５３平方メートル

2　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚１２９０番地８

　　家屋　番号　　１２９０番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７２．０４平方メートル
　　２階　２１．０７平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　約１００．５４平方メートル
　　２階　　２１．０７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　１２号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２７日
津地方裁判所民事部
裁判所書記官　澤　　有美子

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
・隣地との境界が不明確である。
・売却対象外の土地（地番１２９０番７）を通行のため無償で利用している。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　１２号

物　件　目　録

１　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚

　　地　　番　　１２９０番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１３．５３平方メートル

２　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚１２９０番地８

　　家屋　番号　　１２９０番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７２．０４平方メートル
　　２階　２１．０７平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　約１００．５４平方メートル
　　２階　　２１．０７平方メートル

令和　８年(ヌ)第１２号
令和　８年　７月　６日受理
令和　８年　８月　７日提出

現況調査報告書

津地方裁判所
執行官　四十洲一哉

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ヌ）第　　１２号

物　件　目　録

１　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚

　　地　　番　　１２９０番８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１３．５３平方メートル

２　所　　在　　南牟婁郡紀宝町井田字糖塚１２９０番地８

　　家屋　番号　　１２９０番８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７２．０４平方メートル
　　２階　２１．０７平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	なし
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階　約１００．５４㎡　２階　２１．０７㎡ （１階部分について、約２８．５㎡を未登記増床）
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（　１　枚目）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A （債務者）	対象物件には、私と私の家族が住んでいます。第三者には賃貸等はしていません。 室内で犬１頭と猫１匹を飼っています。 （令和８年７月１３日　電話にて聴取） 対象物件の不具合等については、私が把握している限り、風呂場の天井と壁の間の一部分に隙間が発生しています。風呂場の排水口の直径が細いため、排水が滞る時があります。具体的に雨ジミ等が発生しているわけではないですが、１階のキッチンの天井の一部に雨漏りがある可能性があると考えています。同キッチンの床に以前使用されていたと思われる流し台の排水穴が残っています。同排水穴は補修テープで塞いでいる状態です。２階の階段踊り場の周囲の壁紙が剝がれています。湯沸かし器の調子が思わしくないようで、原状、騙し騙し使用している状態です。 （令和８年７月３０日　口頭にて聴取）
■紀宝町役場　基盤整備課　担当職員	照会の対象物件に接している舗装路（1290-7）については、紀宝町では位置指定道路（建築基準法第４２条１項５号）に指定していません。よって、当該舗装路は私道であると思われます。 紀宝町役場の資料によると、対象物件については、同物件の北東側の一部分が町道に接道しているように見受けられます。もっとも、同資料のみからは、対象物件が町道に接道している正確な幅員は不明です。 （令和８年７月１６日　口頭にて聴取）
■隣接舗装路（1290-7）の所有者Ｂ	照会の隣接地舗装路は、確かに私の所有です。紀宝町役場担当者の回答のとおり、私道です。同舗装路については、近隣住民に無償で使用させている状態です。昔、舗装することを条件に紀宝町に寄付することを紀宝町と交渉していましたが、舗装は終了したものの、紀宝町が寄付に応じてくれず、現在に至っています。 （令和８年７月１６日　口頭にて聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件各物件の状況については、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2　本件物件の占有関係については、物件の状況及び関係人の陳述から、A及びその家族が居宅として占有しているものと認定した。

3　物件２の建物内は、各部屋にA及びその家族が使用していると思われる家電、衣類、雑貨及び生活用品等が見受けられ、関係人の陳述のとおり、Aらが現に生活し、占有している生活感等が感じられた。また、関係人の陳述のとおり、A ら以外の第三者が占有している徴表は感じられなかった。

4　物件２の建物内については、１階から２階への階段の側面壁及び２階の階段踊り場の壁紙が広い範囲で剝がれているのが見受けられた。１階のキッチンの天井の一部の板タイル２枚が張り替えられており、同タイル部分には、関係人の陳述のとおり、シミのような痕跡が見受けられた。もっとも、同シミの原因が雨漏りによるものか否かの判断は困難であった。１階のキッチンの床に補修テープで塞がれた排水穴が存在した。１階の風呂場の天井と壁の間の一部に隙間（約0.2m）が発生しているのが見受けられた。同風呂場の壁タイルの一部にひび割れ（約0.7m）が発生しているのが見受けられた。

同建物の１階の南側の洋室が飼い犬及び飼い猫の飼育スペースとして使用されている状態であった。同部屋内には、飼い猫等の爪とぎ跡と推測される壁、床及び建具等への損傷が、複数箇所に存在した。

同建物の１階内において、比較的自由に移動できる状態で小型犬１頭及び猫１匹が飼育されている様子であった。

5　物件１の土地と隣接地との境界については、法務局備え付け地積測量図に境界標の記載がないため、判然としない。もっとも、本件調査時、同土地と隣接地の境界を示すために設置された推測される金属標が同土地の北東側角に、東側角、北西側角及び南西側角付近に地籍調査の鋲が存在した。

法務局備え付け図面及び現地の物理的状況から、同土地の北側、西側及び南側はコンクリートブロック塀が、東側は側溝が隣接地との境界であると考えられる。

6　法務局備え付け図面及び関係人の陳述によると、物件１の土地については、同土地の北東側の一部分が町道に接道している可能性がある。もっとも、関係人の陳述によると、対象物件が町道に接道している正確な幅員は不明である。正確な接道幅員を確定するには、測量等の手続きが必要になる虞がある。

7　物件１の土地に北東側から南西側に渡り接している舗装路（1290-7）は、関係人の陳述のとおり、Bが所有する私道とのことである。関係人の陳述によると、原状、同舗装路の利用者は無償で使用を許されているとのことである。

8　物件２の建物については、同建物の１階のキッチンが北側に未登記で増床されているようであった。

9　物件２の建物については、同建物の１階の東側に未登記で車庫（木造ルーフィング葺平家建（一部分は鋼板葺）が増床されているようであった。

１０　物件２の建物については、同建物の１階の東側に庇（約7㎡）が設けられている。

１１　物件１の土地については、同土地の北西側に井戸（直径約0.7m）が存在する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年　7月　7日（火） 10：00　－　10：10	津地方法務局伊勢支局	登記事項証明書、公図等取得
8年　7月　7日（火） ：　－　：	当庁	紀宝町へ建物平面図等交付申請
8年　7月　8日（水） 10：20　－　10：40	物件所在地	物件確認、占有調査、外観撮影等
8年　7月　16日（木） 10：20　－　10：30	紀宝町役場	接道調査
8年　7月　16日（木） 10：50　－　11：00	B宅	接道調査
8年　7月　30日（木） 13：20　－　14：10	物件所在地	立入調査、占有調査、評価人同行
年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

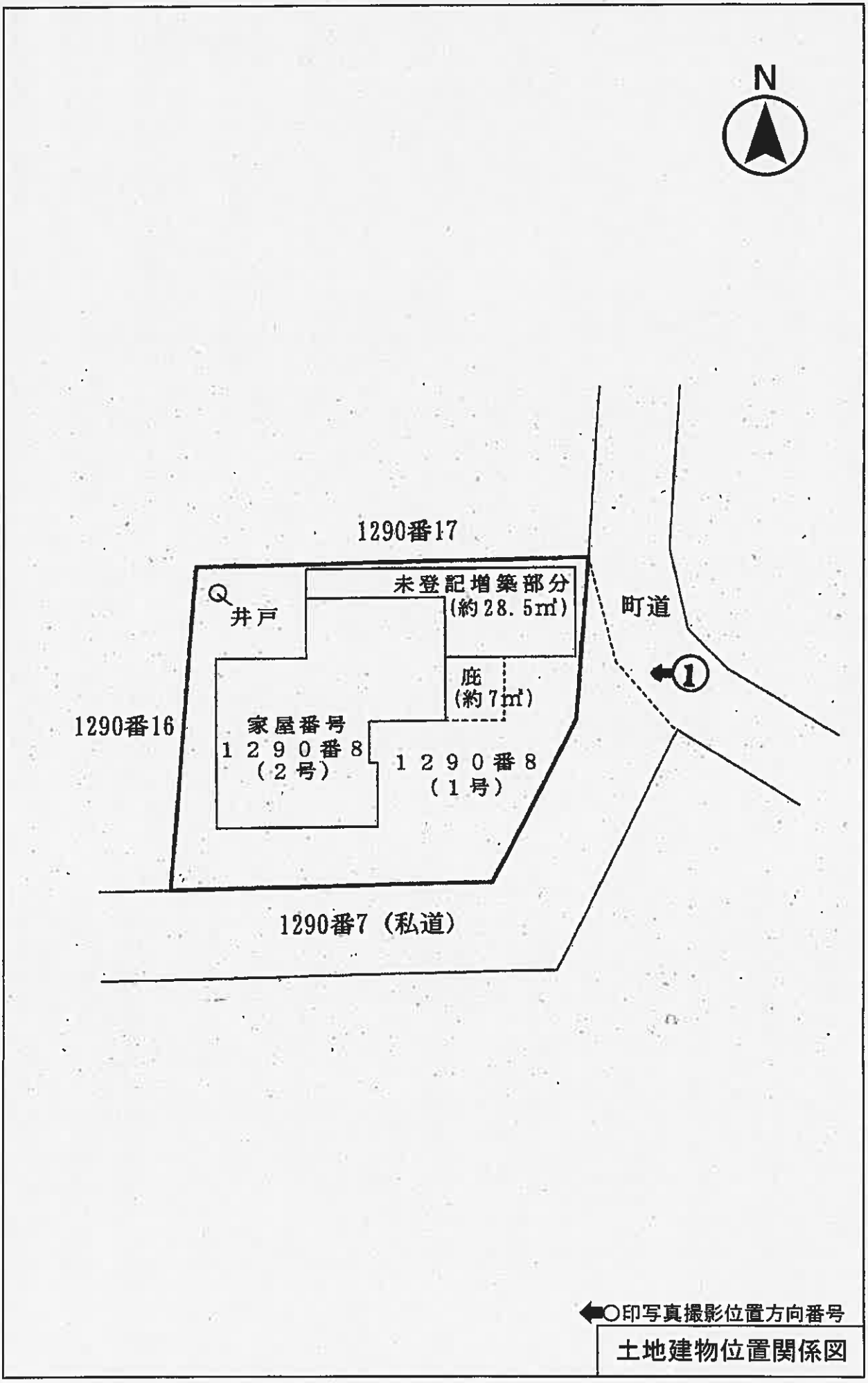
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

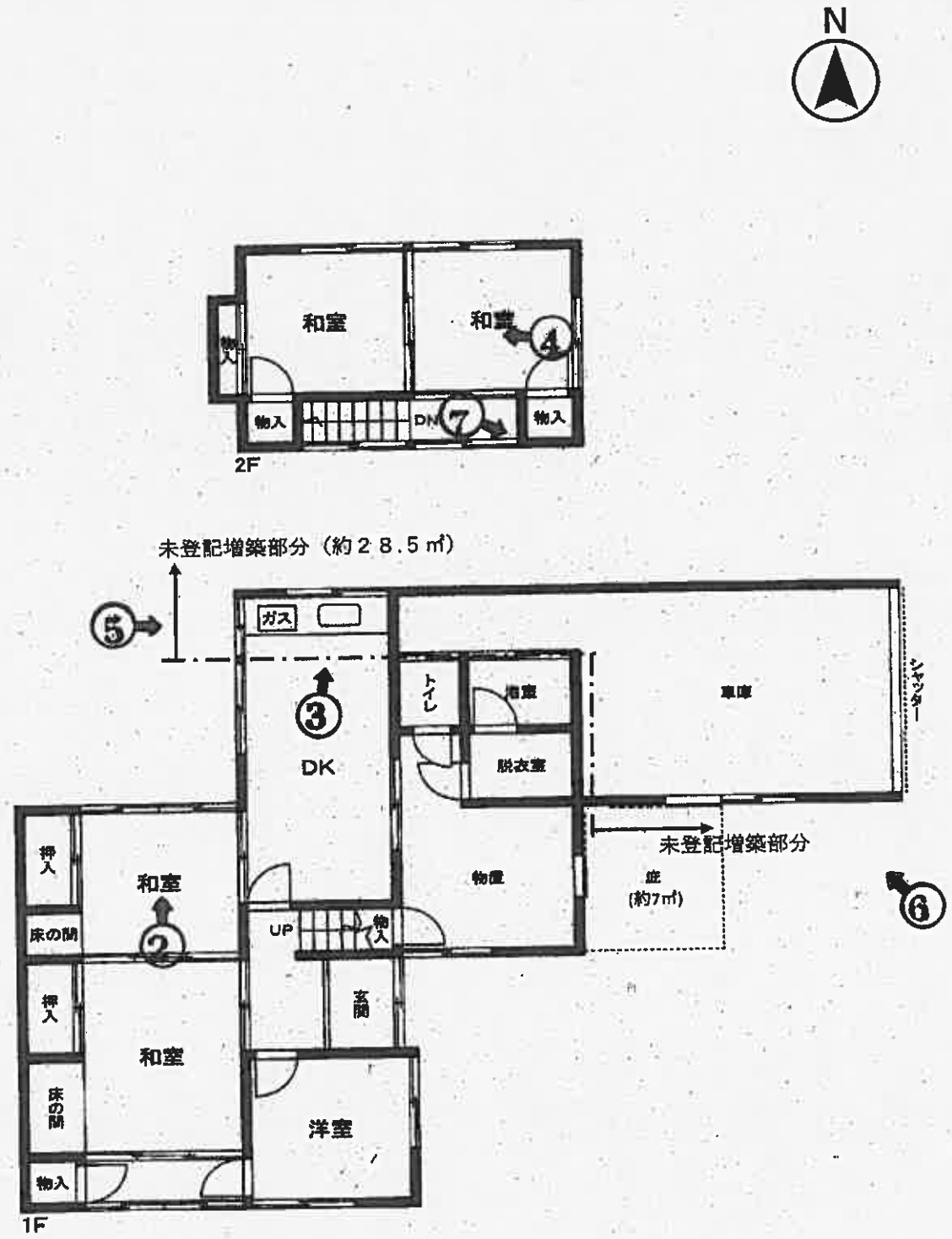
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり


N
1290番17
未登記増築部分
(約28.5㎡)
井戸
町道
庇
(約7㎡)
1290番16
家屋番号
1290番8
(2号)
1290番8
(1号)
1290番7（私道）
印写真撮影位置方向番号
土地建物位置関係図



印写真撮影位置方向番号

建 物 間 取 図

①



②



③



④



⑤

未登記増床部分（キッチン）



⑥

未登記増床部分（車庫）



２階の階段踊り場の壁紙の剝がれ

⑦



⑧

副

令和８年（ヌ）第１２号	
令和　８年　７月３０日	現地調査
令和　８年　８月　６日	評　　価

津 地 方 裁 判 所　　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

前田 直人 印

第1　評 価 額

一　括　価　格	
金　1，070，000　円	
内　訳　価　格	
物件　1（土地）	金　670，000　円
物件　2（建物）	金　400，000　円

1　一括価格は，物件1，2の各不動産について，一括売却（民事執行法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。

2　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3　物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

＊　＊　＊　以　下　余　白　＊　＊　＊

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法58条4項に定める場合を除いて，原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

５　その他特別の評価条件
　特になし。

＊　＊　＊　以　下　余　白　＊　＊　＊

第３　　目　的　物　件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登　記	現況
1	所　　在	南牟婁郡紀宝町井田字糖塚	
	地　　番	１２９０番８	
	地　　目	宅 地	
	地　　積	213.53 ㎡	
	所 有 者	A	
2	所　　在	南牟婁郡紀宝町井田字糖塚１２９０番地８	
	家屋番号	１２９０番８	
	種　　類	居 宅	
	構　　造	木造瓦葺 ２階建	
	床 面 積	１階　72.04 ㎡　　２階　21.07 ㎡ 延べ　93.11 ㎡	1階：100.54㎡ 2階：21.07㎡ 延べ：121.61㎡
	所 有 者	A	

番号	特　記　事　項
2	○一階に以下の未登記増築部分が存する。 木造ルーフィング葺　平家建　約２８．５㎡

第４　　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位　置・交　通	ＪＲ紀勢本線「紀伊井田」駅　北方・直線距離　約230m （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ古くからの住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域外
	用途地域	用途地域の指定無
	指定建ぺい率	――――
	指定容積率	――――
	防火規制	――――
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画地条件	・地積：213.53㎡（登記地積） ※境界確定測量が実施されていないため，現況と異なる可能性がある。 ・略台形状画地 ・間口：約15m，奥行：約15m ・概ね平坦地勢	
接面道路	・東側　幅員約3.7m（種別：私道），舗装有 ※接面道路とほぼ等高 ・南側　幅員約3.9m（種別：私道），舗装有 ※接面道路とほぼ等高 ・目的物件１は北東側の一部分が町道と接している可能性があるが，測量等の手続きをしないと詳細は不明である。 ・目的物件１が北東から南西にかけて接している舗装路（1290番7）は、Ｂが所有する私道とのことであり，同舗装路の利用者は無償で使用を許されているとのことである。	
土地の利用状況等	・現況宅地 ・目的物件２の敷地として利用されている。	
供給処理施設（注）	上水道	有
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	・物件１の北西端部付近に井戸が存する。 ・目的物件１は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壌汚染の可能性は低いと思料するが，土壌調査を行っていないため詳細は不明である。	

（注）「有」，「無」の基準については，以下のとおり。
※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。
※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主たる建物		
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	昭和47年10月10日　新築	
	経　過　年　数	54 年	
	経済的残存耐用年数	0 年	
仕　　様	構　　造	木造	
	屋　　根	瓦葺など	
	外　　壁	サイディングなど	
	内　　壁	クロスなど	
	天　　井	合板など	
	床	合板，畳など	
	設　　備	電気，給排水，衛生など	
	そ　の　他	――――――	
床面積(現況)	１階　100.54 ㎡　２階　21.07 ㎡ 延べ　121.61 ㎡		
現況用途等	現況用途	居宅	
	間　　取	別添建物見取図参照	
品　　等	普通		
保守管理の状態	非常に劣る。		
建物の利用状況	・居宅として利用 ・所有者が占有している（「現況調査報告書」参照）。		
特記事項	・内外装や建具に汚れや損傷が見られた。 ・１階の南側の洋室が飼い犬，飼い猫の飼育スペースとして使用されていた。 ・建築後相当の期間が経過しており，保守管理の状態が悪いため，機能的・経済的な減価が大きい。 ・中古建物の市場での取引価格水準を勘案して後記建物価格の算定における観察減価率を査定した。		

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	13,400	0.80	213.53	0.70	1,600,000

※万円未満切捨

ア　標準画地価格・・・・・　別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ　個別格差・・・・・・・　0.80

・画地条件　0.80（接道の状態）

ウ　地　　積・・・・・・・　登記数量による。

エ　建 付 減 価・・・・・　建物の大規模修繕費用や取壊し費用の発生可能性などの建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格 （円） ア×イ×ウ＝エ
2	160,000	121.61	0.01	190,000

※万円未満切捨

ウ　現価率・・・・・　耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\text{現価率} = \left\{ \text{残価率}0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{0\ \langle\text{注1}\rangle}{(54 + 0\ )\ \langle\text{注2}\rangle\ \langle\text{注1}\rangle} \right\} \times (1 - \text{観察減価率}\ 0.80)$$

$$= 0.01$$

※小数点第３位四捨五入

〈注1〉経済的残存耐用年数
〈注2〉経過年数

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

（1）　土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ＝ウ
1	1,600,000	0.30	法定地上権	480,000

※万円未満四捨五入

イ　土地利用権等割合
・土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を30％と査定した。

（2）　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） <1(1)オ> <1(2)エ> ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） <2(1)ウ> イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 （円） (アまたはイ)×ウ×エ×オ
1	1,600,000	－　480,000		1.00	0.60	**670,000**
2	190,000	＋　480,000	1.00	1.00	0.60	**400,000**
一　括　価　格（合計）						**1,070,000**

※万円未満切捨

ウ　占有減価修正：特になし。

エ　市場性修正：特になし。

オ　競売市場修正
・評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6　附　属　資　料

- 位置図
- 公図写し（法務局備付図面に基づく）
- 地積測量図写し（同上）
- 建物図面写し（同上）
- 各階平面図写し（同上）
- 略配置図
- 建物見取図
- 仮名一覧表

以　上

標準画地価格決定表

（1） 標準画地の概要

※幅員約3.7m舗装道路沿いの規模約200㎡の整形地

（2） 地価調査価格：紀宝－1

所　　在 ： 南牟婁郡紀宝町井田字馬場地1440番1
価　　格 ： 12,900 円／㎡
位　　置 ： ＪＲ紀勢本線「紀伊井田」駅の北東方　近接
価格時点 ： 令和7年7月1日
地　　積 ： 224 ㎡
供給処理施設 ： 水道
接面街路 ： 西側，幅員3.8m町道
用途指定等 ： 都市計画区域外
（指定建ぺい率：－%，指定容積率：－%）
地域の概要 ： 一般住宅のほか農家住宅も見られる既成住宅地域

（3） 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

価格時点 年　月　日	価格 円／㎡ ア	時点 修正 イ	標準化 補正 ウ	地域 要因 エ	規準とした価格 円／㎡ ア×イ×ウ×エ
令和7年7月1日	12,900	$\times\frac{100.8}{100}$	$\times\frac{100}{100}$	$\times\frac{100}{97}$	＝ 13,400

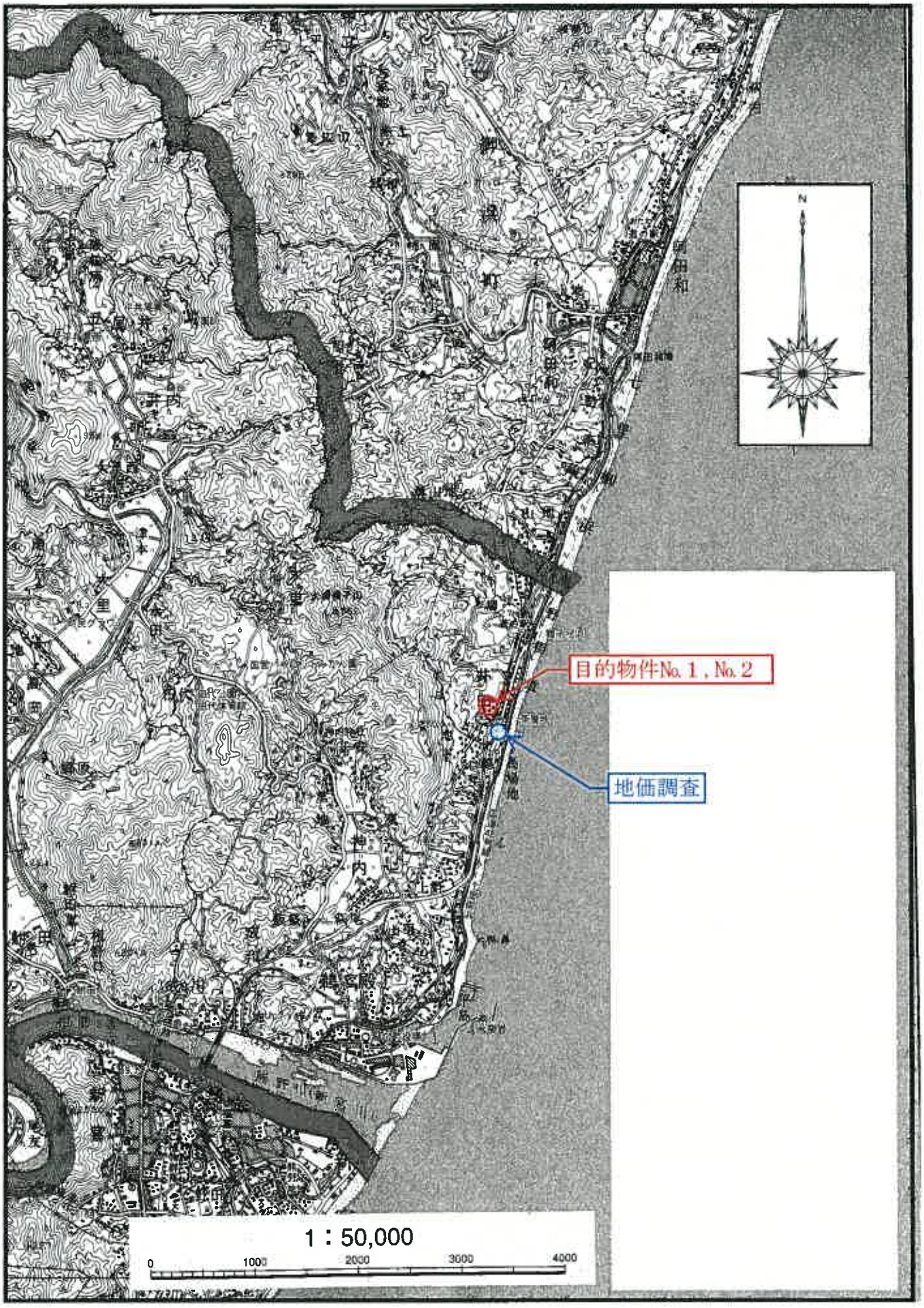
ウ 主たる標準化補正内訳・・・　標準的
エ 主たる地域要因内訳・・・・　97　　（接近，環境条件格差等を考慮した）

（4） 標準価格の決定

標準画地の価格は，（3）で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し，13,400　円／㎡と決定した。

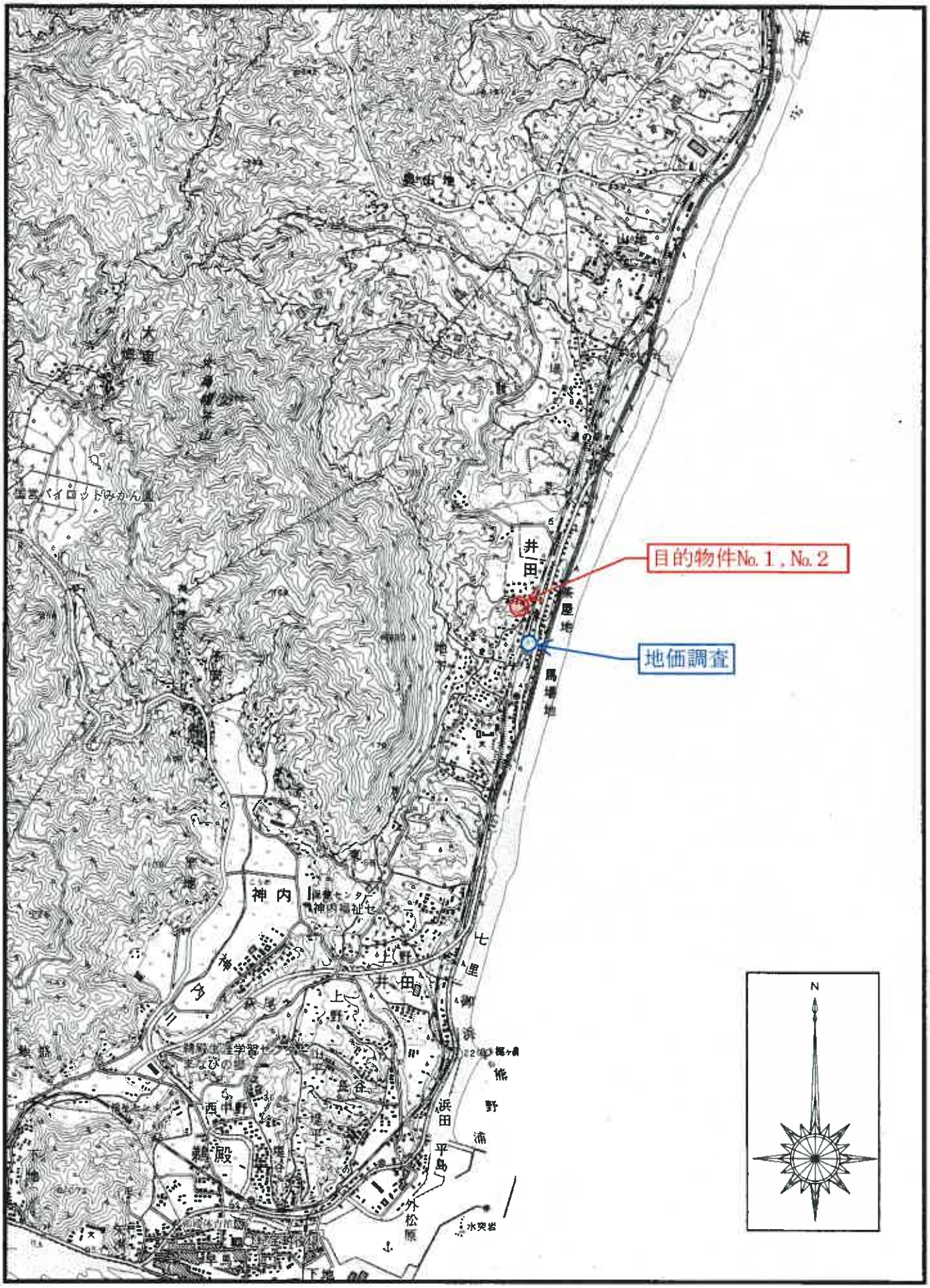
○ 標準価格　**１３，４００　円／㎡**

附　属　資　料



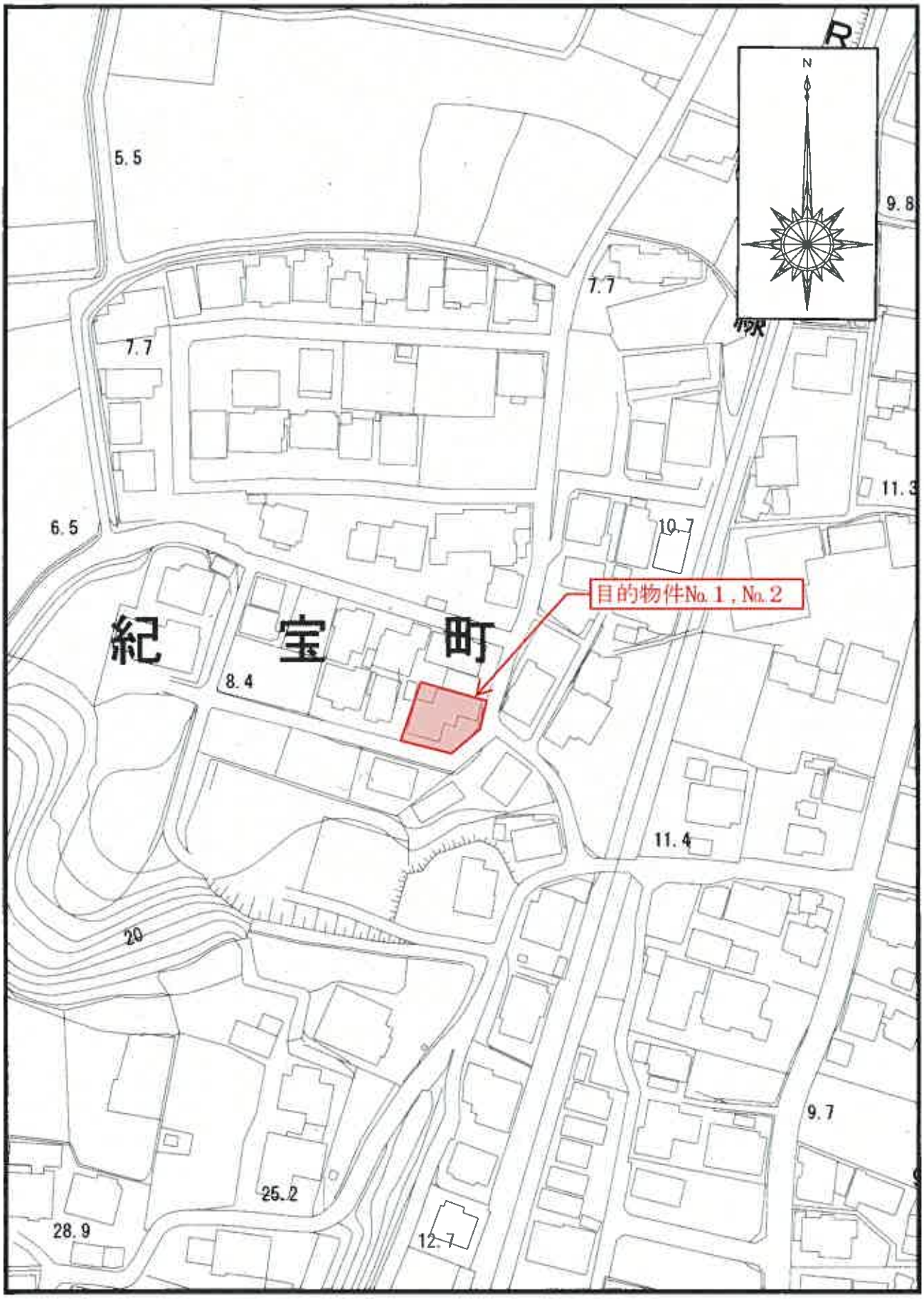
位置図S＝1:50000

※紀宝町役場『白図』



位置図S＝1：25000

※紀宝町役場『白図』

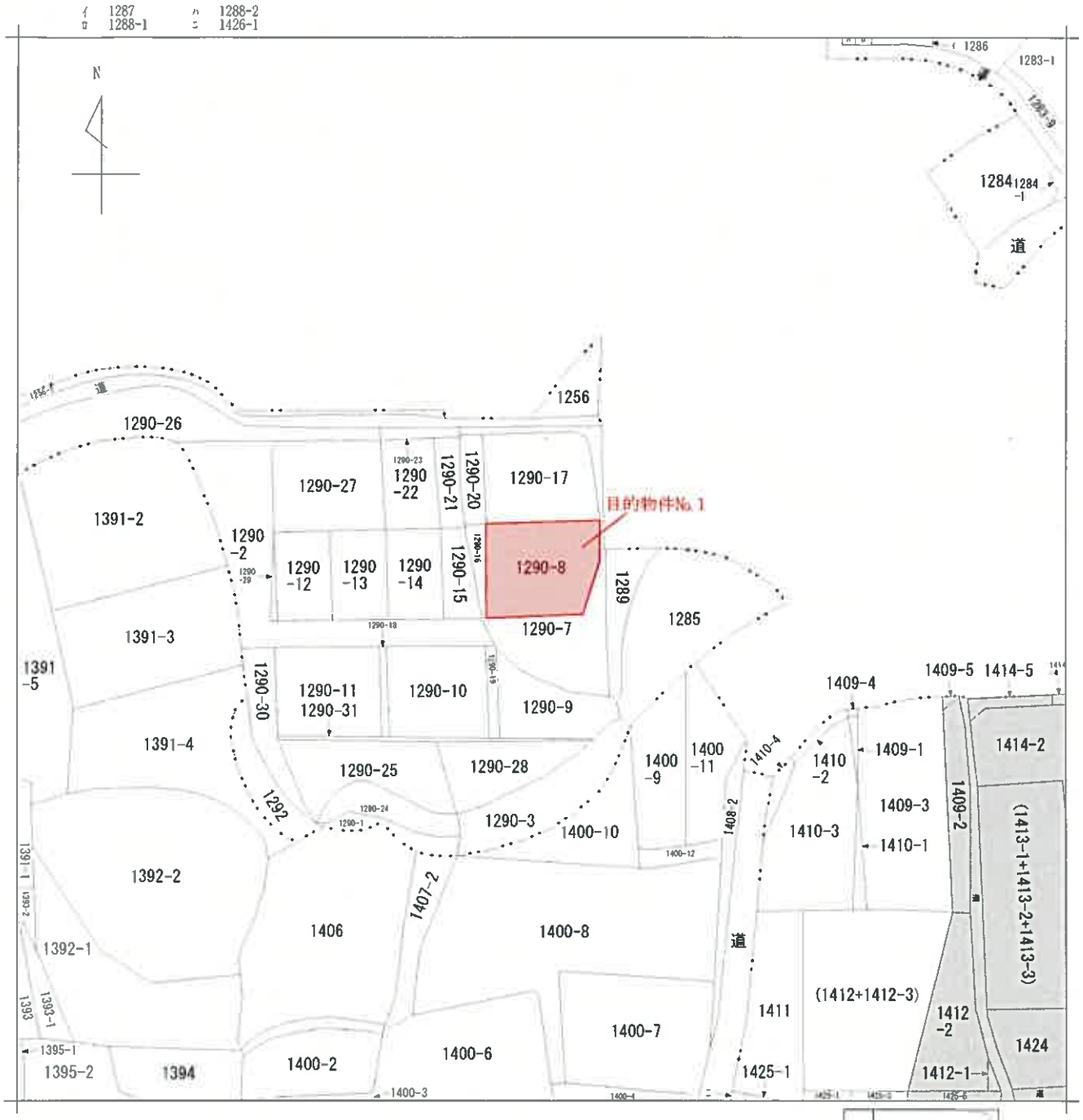


位置図S＝1：2500

※紀宝町役場『白図』

表示年月日：２０２６／０７／１０

イ　1287　　ハ　1288-2
ロ　1288-1　　ニ　1426-1



(注) 斜線を施した部分は，閉鎖された部分です。



請求部分	所　在	南牟婁郡紀宝町井田字糖塚			地　番	1290番8			
出力尺縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項			

公図写し

（Ａ３をＡ４に縮小）

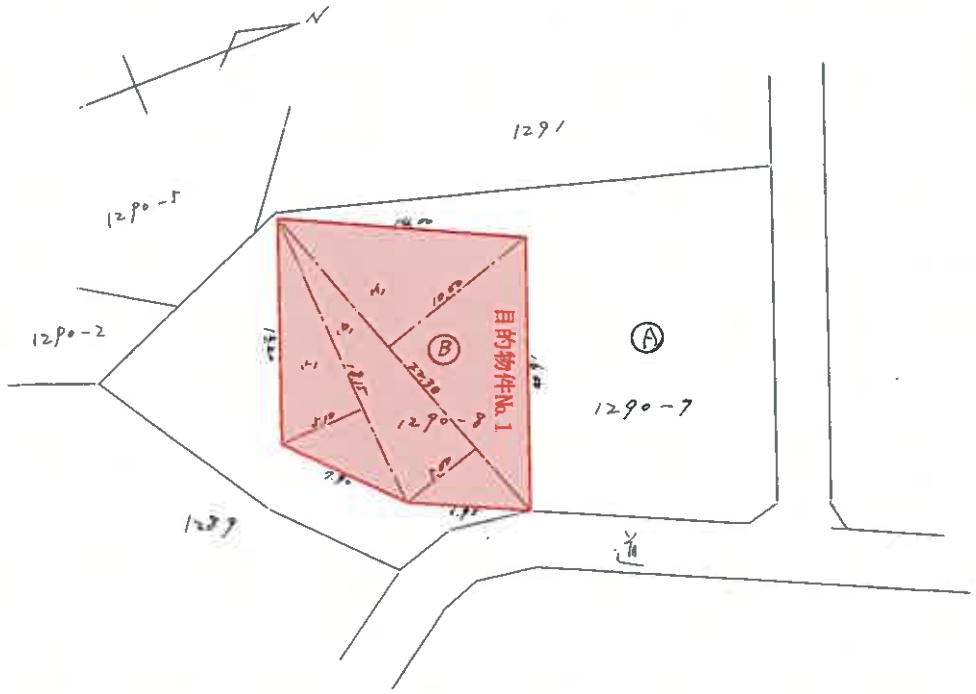
登記年月日：昭和47年7月15日

052296　前1290-7後1290-7,8新1290-7,-8,-16,17,-20

地　積　測　量　図

昭和47年 7月15日登記

地番	1290-7 1290-8
土地の所在	南牟婁郡紀宝町井田字猪塚



求積表

Ⓑ 1290-8			
㈠	22.30 × 10.00	223	00
㈡	22.30 × 5.00	111	50
㈢	18.15 × 5.10	92	565
計		427	065
二 除		213	5325
差 積		213	
Ⓐ 1290-7			
780 − Ⓑ		566	4675
差 積		566	

㎡

目的物件No.1

昭和47年7月10日	作製年月日
作製者	
申請人	

昭和四十七年七月 調

縮尺　1/300

（和歌山土地家屋調査士会）

地積測量図写し
（A3をA4に縮小）

表示年月日：2026/07/10

登記年月日：昭和47年10月13日

006928

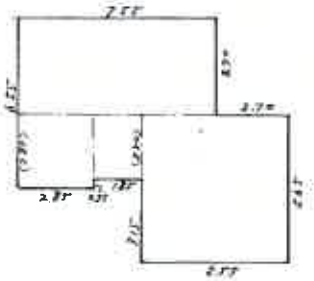
昭和47年10月13日登記

建物図面
各階平面図

家屋番号	1290－8
建物の所在	南牟婁郡紀宝町井田字糠塚1290番地8

各階平面図

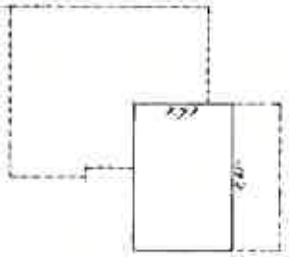
一階



7.55 × 3.70 = 27.935
4.55 × 5.65 = 21.3575
1.85 × 2.50 = 4.625
2.85 × 2.85 = 8.1225
計 72.04

床面積 72.04㎡

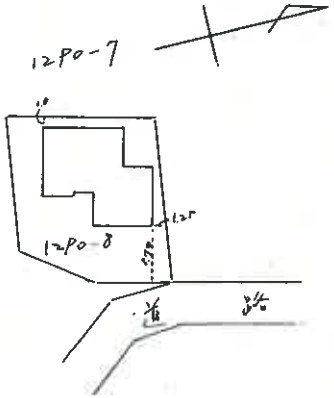
二階



3.73 × 2.85 = 2.10705

床面積 2.107㎡

建物図面



作製年月日	昭和47年10月10日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

昭和四七年拾月拾参日

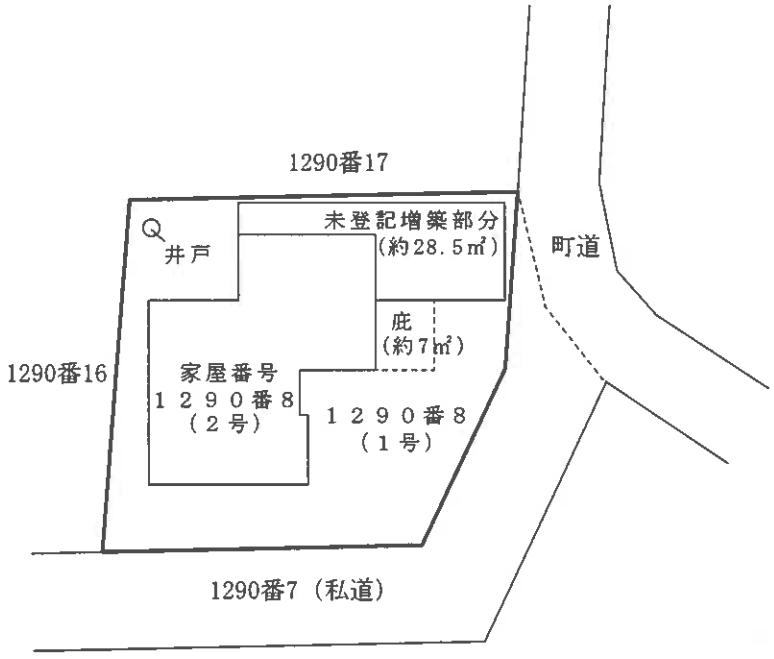
縮尺	1/200	1/300

（和歌山土地家屋調査士会用紙）

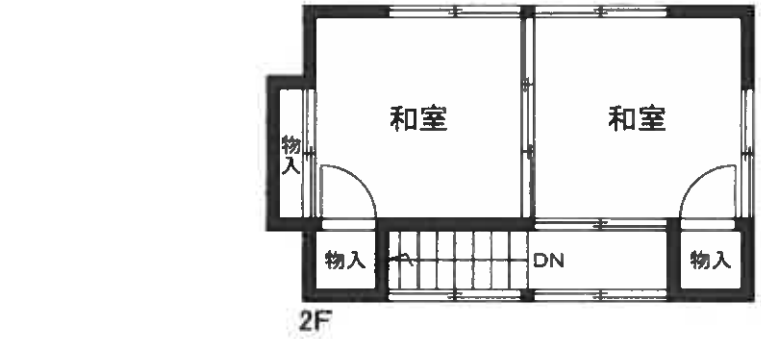
目的物件No. 2

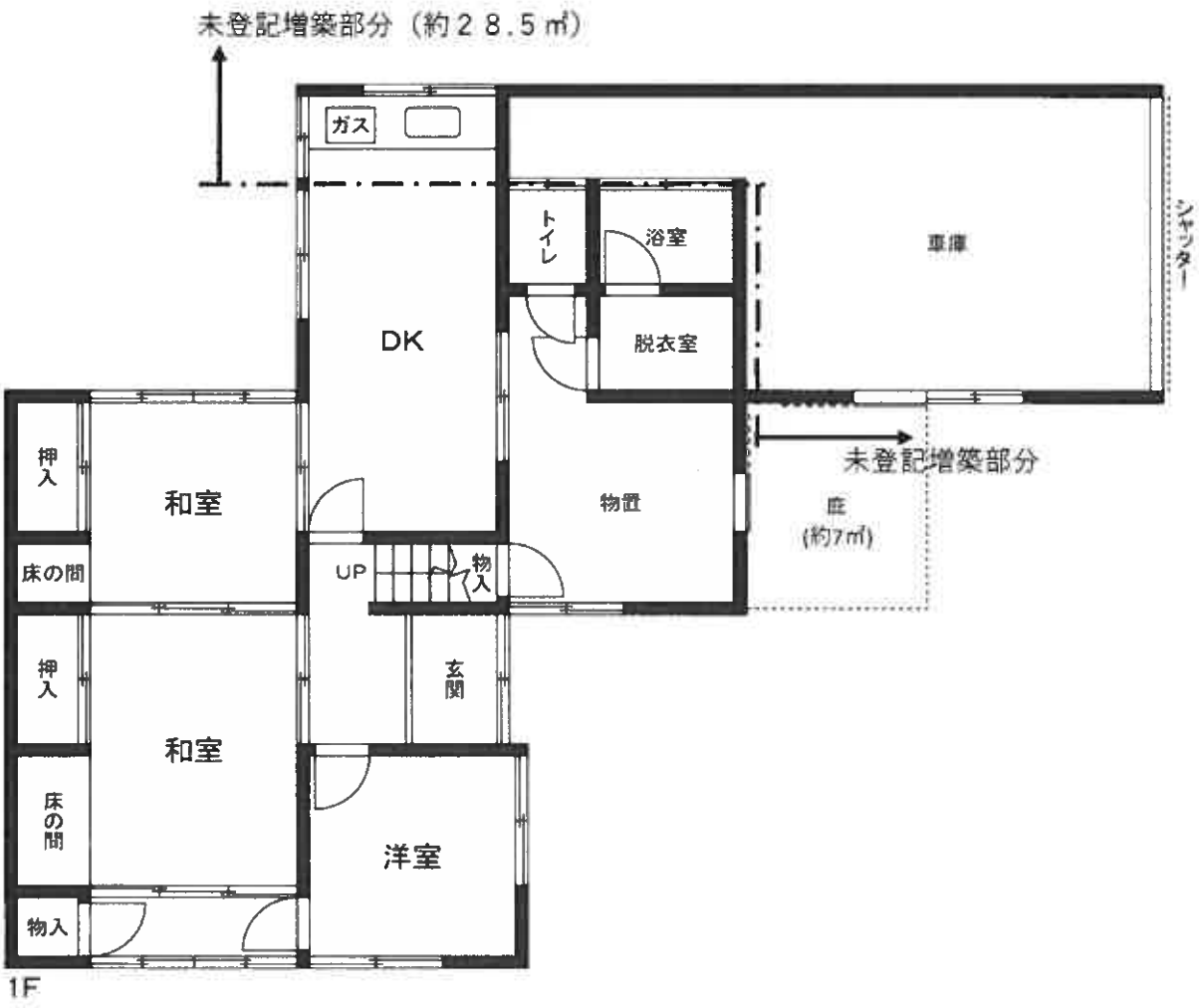
建物図面・各階平面図写し

（A3をA4に縮小）


1290番17
井戸
未登記増築部分
(約28.5㎡)
町道
庇
(約7㎡)
1290番16
家屋番号
１２９０番８
（２号）
１２９０番８
（１号）
1290番7（私道）

略配置図


和室
和室
物入
物入
DN
物入
2F


未登記増築部分（約２８.５㎡）
ガス
トイレ
浴室
車庫
シャッター
DK
脱衣室
未登記増築部分
物置
庭
(約7㎡)
押入
和室
床の間
UP
物入
押入
玄関
和室
床の間
洋室
物入
1F

２号建物見取図